

平成27年 6月30日 (火)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から 平成27年第6回 国東市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、本日の出席を確認します。欠席委員は、7番古田委員、22番 臼井委員、23番 森重委員の3名です。したがって、委員37名中34名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>ここで、秋国会長のあいさつをお願いし、続けて、会長には、本総会の議長をお願いいたしたいと思います。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。18徳丸 19番松永委員 委員を指名します。 よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>申請番号21号 所在は、[REDACTED]、地目は、田、面積1279㎡と同地字 [REDACTED]、地目畑、面積913㎡、同じく同地字 [REDACTED] 地目田、面積411㎡の3筆です。 渡人は、[REDACTED] 歳。 受人は、[REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人は、農地管理できないため処分したい。受人は、経営規模拡大により買い取りたいということです。</p> <p>続いて、申請番号22番所在は、[REDACTED] [REDACTED] 歳。 受人は、[REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人は、農地管理できないため処分したい。受人は、経営規模拡大により買い取りたいということです。</p>
議 長	続いて、担当農業委員さんの説明をいただきます。

1 1 小縣委員	この土地は、国道213号 [redacted] あたりにあり、 両人は、この土地は、本家・分家に分かれる時に渡人に渡った土地であり、また管理上の問題で、本家に戻されるということで問題ないと思われまます。
1 7 瀧口委員	現地は、 [redacted] の場所で、 [redacted] 農業が出来ないということで、処分するものです、何ら問題ありません。
議 長	それでは、申請番号21号・22号についてご意見・質疑等をお伺いします。
委 員 議 長	なし 承認をされる方の挙手を求めます。 (挙手) 挙手多数により申請番号21号・22号を承認します。
議 長	続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局から説明願います。
事務局	<p>それでは、申請番号14番 [redacted] 地目 畑 面積20㎡、同地 [redacted] 地目 畑 面積160㎡の2筆、合わせ180㎡ 渡人は、 [redacted] [redacted] 受人は [redacted] [redacted] です。 [redacted] さんが、 [redacted] 業を営んでおり工事の資材等の置場として使用するものです。所有権移転による転用です。この土地は、第3種農地です。</p> <p>続いて、申請番号15 [redacted] 地目は、畑 48㎡です。 渡人 [redacted] [redacted] 歳、 受人 [redacted] [redacted] 歳です。 隣接する宅地として一体的に通路・庭として使用するための転用です。 売買による所有権移転で、この土地は、第2種農地です。</p> <p>最後に、 [redacted] 地目 田 面積788㎡の土地です。 渡人は [redacted] [redacted] 歳 受人は、 [redacted] [redacted] です。 米や麦の乾燥・脱穀・計量のための農業用倉庫建設するためです。 賃貸借権の設定で第2種農地です。</p>

	<p>法人の農機具置場としての所有権移転の伴う転用です。この土地は、第2種農地です。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員の説明をお願いします。</p>
29番花木委員	<p>申請番号14号のこの畑2筆は、[]付近で、[]さんの実家でしたが、両親もご兄弟もいなくなり空き家となっています。この宅地と一体にこの2筆があり[]の店舗と隣接しています。今回売買が成立し資材置き場として使用したいとのことで問題ないと思われま</p>
20番末清委員	<p>現地は、武[]から100mほど[]に入った近辺で、住宅を今回建設したが、一部の農地があり今回売買契約が成立し通路庭として使用するものです。この土地は、第2種農地であり何ら問題ないものです。</p>
4番小野委員	<p>現地は、[]にあがった付近です。[]が農業用倉庫を建設し賃貸借権を設定し使用するという</p>
議 長	<p>それでは、申請番号14号についてご意見・質疑等をお伺いします。</p>
委 員	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>承認できる方の挙手を求めます。 挙手多数 申請番号14号は、承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号15号についてご意見・質疑等をお伺いします。</p>
委 員	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>承認できる方の挙手を求めます。 挙手多数 申請番号15号は、承認されました。</p>

議 長	<p>続いて、申請番号16号についてご意見・質疑等をお伺いします。</p>
委 員	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>承認できる方の挙手を求めます。 挙手多数 申請番号16号は、承認されました。 議案31号は、承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第32号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。 利用権設定で内訳は、田が17筆26,477㎡です。内訳ですが、すべて新規設定です。以下地区別、個別については、ご覧いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>なにかご質疑等ございませんか。</p>
委 員	<p>意見質疑なし</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。 挙手多数 議案第32号 農用地利用集積計画について承認します。</p>
議 長	<p>それでは、議案第33号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号23 [REDACTED] 地目は、田 面積568㎡ 申請者は、[REDACTED] 歳です。農地法第5条の許可を受け、昭和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に車庫を建設したが、地目変更の登記をしていなかったためのものです。第3種農地でした。</p>
議 長	<p>何か質疑ご意見等ございませんか。</p>

委員	特になし
議長	<p>それでは、採決します 賛成多数</p>
議長	<p>議案第33号非農地証明書の交付については承認されました。</p> <p>本日の議事は、これですべて終了します。</p>
議長	<p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>